

第4節 社会条件の概況

第1 人口の状況

1 人口の推移

本県は、京阪神の近郊に位置し、豊かな自然環境に恵まれて、住環境に適しており、また、交通の利便性が高いことから、人口の増加が続いてきたが、近年の大阪府からの転入者の減少などに伴って、平成13年からわずかながら減少傾向にある。

平成13年10月1日の県推計人口は1,440.9千人となっている。

県域をその地域の特性から「大和平野地域」「大和高原地域」「五條・吉野地域」に区分すると、図3及び表3・表4のとおりである。

図3 地域区分及び人口の増減率

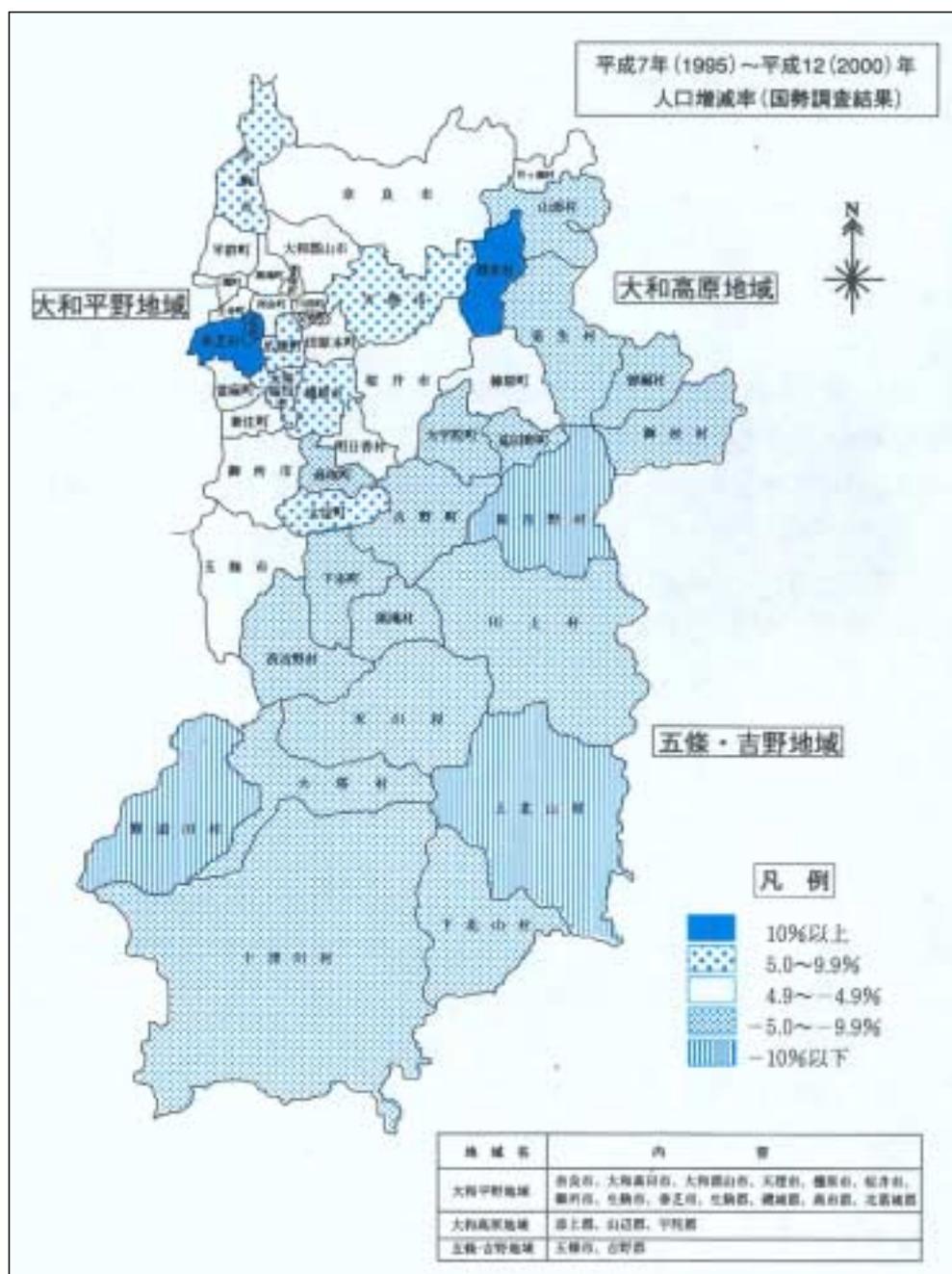


表3 人口の移り変わり

区 分	面 積 (km ²)	人 口 (人)					
		大正 9 年 (1920)	昭和 40 年 (1965)	昭和 50 年 (1975)	昭和 60 年 (1985)	平成 7 年 (1995)	平成 13 年 (2001)
県 全 体	3,691.09 (100.0 %)	564,607 (100.0 %)	825,965 (100.0 %)	1,077,491 (100.0 %)	1,304,866 (100.0 %)	1,430,862 (100.0 %)	1,440,920 (100.0 %)
大和平野 地 域	837.37 (22.7 %)	377,983 (67.0 %)	635,963 (77.1 %)	905,415 (84.0 %)	1,138,761 (87.3 %)	1,267,995 (88.6 %)	1,287,026 (89.3 %)
大和高原 地 域	506.89 (13.7 %)	58,203 (10.3 %)	60,725 (7.4 %)	57,393 (5.3 %)	61,835 (4.7 %)	61,761 (4.3 %)	57,937 (4.0 %)
五條吉野 地 域	2,346.83 (63.6 %)	128,421 (22.7 %)	129,277 (15.7 %)	114,683 (10.6 %)	104,270 (8.0 %)	101,106 (7.1 %)	95,957 (6.7 %)
備 考	—	第 1 回 国勢調査	第 10 回 国勢調査	第 12 回 国勢調査	第 14 回 国勢調査	第 16 回 国勢調査	10月1日 推計人口

(注) 面積は、国土地理院「平成12年全国都道府県市区町村別面積調」による。

○各年とも10月1日現在である。

表4 人口密度の移り変わり

区 分	面 積 (km ²)	人 口 密 度 (人/km ²)					
		大正 9 年 (1920)	昭和 40 年 (1965)	昭和 50 年 (1975)	昭和 60 年 (1985)	平成 7 年 (1995)	平成 13 年 (2001)
県 全 体	3,691.09 (100.0 %)	152.96	223.77	291.92	353.52	387.65	390.38
大和平野 地 域	837.37 (22.7 %)	451.39	759.47	1,081.25	1,359.91	1,514.26	1,536.99
大和高原 地 域	506.89 (13.7 %)	114.82	119.80	113.23	121.99	121.84	114.30
五條吉野 地 域	2,346.83 (63.6 %)	54.72	55.09	48.87	44.43	43.08	40.89
備 考	—	第 1 回 国勢調査	第 10 回 国勢調査	第 12 回 国勢調査	第 14 回 国勢調査	第 16 回 国勢調査	10月1日 推計人口

(注) 人口密度は、平成12年10月1日現在の面積に基づき再計算しているため、各国勢調査時の統計資料と一致しない。

大和平野地域は、県北西部に位置し、京阪神圏に隣接しており、県人口の89.3%にあたる1,287.0千人が集中し、人口密度は1,536.99人/km²と他の地域よりも著しく高い。

大和高原地域は、県北東部に位置し、なだらかな高原状の地形を呈しており、人口は減少傾向にあり、人口57.9千人・人口密度114.30人/km²である。

五條・吉野地域は、県南部に位置し、県面積の60%以上を有しており、また、大部分を急峻な山岳で占められている。人口は95.95千人で、人口密度は40.89人/km²と他の地域に比べて著しく低い。

2 将来人口の見通し

「奈良県新総合計画では、社会経済情勢の変化や、国の見通し等も踏まえて、本県の将来の人口を次のように見込んでいる。なお、ここに記載している数値は、今後の社会経済情勢などに影響されるものであり、一定の幅をもって示している。

本県の人口は大和平野地域を中心に、都市近郊のベッドタウンとして、高い人口増加の伸びを示してきたが、近年は少子化の進行や県外からの転入者の減少などの影響などにより、伸び率は低下し、2005年の県人口は1470千人～1500千人程度となると見込まれる。

図4 総人口の見通し

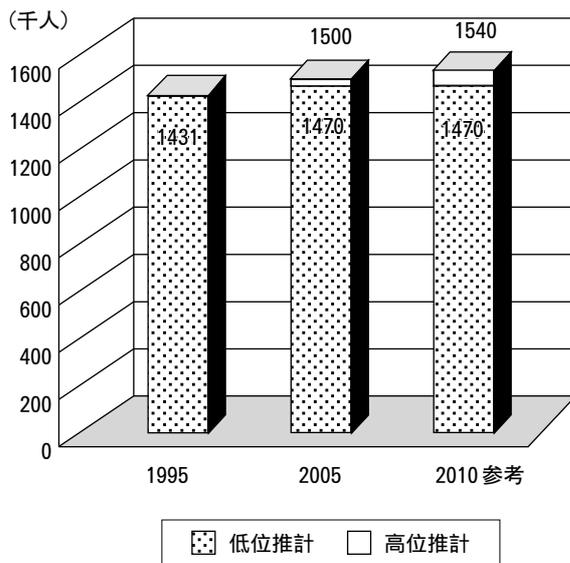
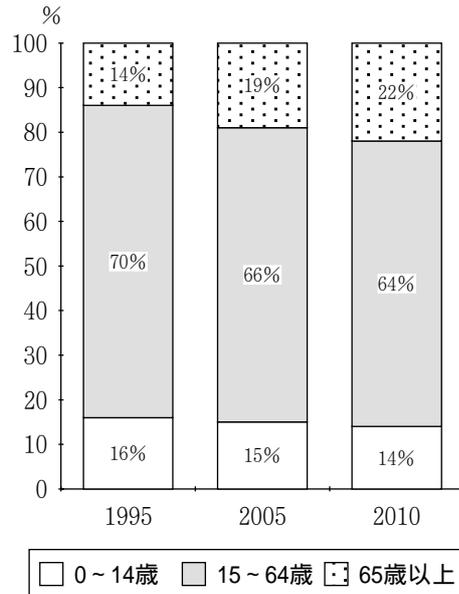


図5 年齢別人口構成比の見通し



また、本県の人口を年齢区別にみると、今後、年少人口（15歳未満）が減少する一方で、老年人口（65歳以上）は急速に増加していくものと見込まれる。2005年には、年少人口は210～220千人、構成比14%～15%程度に減少する一方で、老年人口は280千人、構成比で19%、概ね県民5人に1人が65歳以上の高齢者になるものと見込まれる。

表5 年齢3区分別人口構成

(単位：千人)

		1995	2005	2010 (参考)
総人口		1,431	1,470 ~ 1,500	1,470 ~ 1,540
実数	0～14	233	210～220	210～220
	15～64	1,000	980～1,000	940～990
	65歳以上	198	280	320～330
構成	0～14	16%	14%～15%	14%
	15～65	70%	66%	64%
	65歳以上	14%	19%	21%～22%
全国構成比	0～14	16%	14%	14%
	15～64	70%	66%	64%
	65歳以上	14%	20%	22%

(注) 全国の推計値は、平成9年1月、厚生労働省人口問題研究所推計

第2 土地利用の状況

1 県土の利用

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じた活動の共通の基盤である。

利用にあたっては、公共の福祉、環境の保全、地域の特性に配慮して、県土の均衡と調和ある発展のため、総合的かつ計画的に進める必要がある。

平成12年の地目別の県土利用状況は、総面積369,109ha(100%)、農用地24,209ha(6.6%)、森林284,490ha(77.0%)、原野48ha(0.0%)、水面・河川・水路7,932ha(2.1%)、道路9,482ha(2.6%)、宅地15,915ha(4.3%)、その他27,033ha(7.3%)となっている。

表6 県土利用の推移 (単位: ha) 各年10月1日現在

年 地目	平成4年 (1992)	平成8年 (1996)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005) [目標年次]	増減率(%)	
					平成8年/ 平成4年	平成12年/ 平成8年
農用地	27,059	25,426	24,209	23,854	6.03	4.79
森林	286,314	284,952	284,490	284,570	0.48	0.16
原野	934	929	48	910	0.54	94.83
水面・河川 ・水路	7,994	7,952	7,932	8,074	0.53	0.25
道路	8,880	9,212	9,482	11,100	3.74	2.93
宅地	14,650	15,364	15,915	17,372	4.87	3.59
その他	23,209	25,274	27,033	23,229	8.90	6.96
合計	369,040	369,109	369,109	369,109	0.12	0.00

(注) 平成17年の数値は、第三次奈良県国土利用計画による。
原野面積につき大幅な減となっているのは集計方法を変更したためである。

2 奈良県国土利用計画

「第三次奈良県国土利用計画」(以下「第3次県計画」という。)は、平成8年2月に閣議決定された「第三次国土利用計画(全国計画)」及び平成7年4月に策定された「奈良県新総合計画」を基本として、平成9年3月に策定。

この第3次県計画は、国土利用計画法の規定に基づき県議会の議決を経て策定された計画で、県土の利用に関し他の計画の基本となる極めて重要な計画である。

同計画では、高齢化・少子化の進行、安心して安全に暮らせる県土づくりへの要請の高まり、ゆとり・自然とのふれあい志向など県民の価値観の高度化・多様化といった、時代の潮流を視野に入れながら、本県の現状や様々な分野での課題等に対応しつつ、奈良県新総合計画に示された県全体の将来像や各地域別の将来像の実現に必要な県土利用の基本的な考え方を取りまとめている。

特に、本県が豊かな自然と優れた歴史・文化遺産を保全しつつ、魅力と活力に満ちた内外から注目される存在感のある地域として発展していくためには、各地域の特性にふさわしい県土利用を図っていくことが重要であることから、基本目標を「地域特性をいかした県土づくり」としている。

(1) 県土利用に関する基本構想

(ア) 基本目標

「地域特性をいかした県土づくり」

(イ) 県土利用の基本方針

基本目標のもと、都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置と組み合わせによる調和のある土地利用を基本として、今後の県土利用については、次の5つの基本方針により行う。

美しく豊かな自然・優れた歴史と共生する県土利用

新たな発展を導く県土利用

安全で安心できる県土利用

魅力と活力に満ちた県土利用

利便性と快適性のある県土利用

(ウ) 県土利用の基本方向

地域別及び利用区分別の県土利用の基本方向は、表8と表9のとおりである。

表7 地域別の県土利用の基本方向

地 域	基 本 方 向
大和平野地域	<p>歴史的風土や豊かな自然環境との調和を図りつつ、住宅系、商業・業務系、工業系等の各機能のバランスがとれた地域づくりを進めるとともに、関西文化学術研究都市、奈良中和地方拠点都市地域等本県の発展を先導する拠点地域において、高次な都市機能集積拠点の形成を目指し、土地の高度利用を図るなど県全体の先導的な役割を担う地域としての発展を図る。</p> <p>新たな住宅・宅地需要に対しては自然景観との調和に留意しながら、良好でゆとりある市街地の形成を基本として、都市施設が確保された計画的かつ効率的な市街地の整備を行う。</p>
大和高原地域	<p>道路等の生活・産業基盤の整備を地域の実情に応じて進めるとともに、名阪国道や近鉄大阪線による都市との近郊性をいかし、新たな住宅地、工業団地、観光・保養・レクリエーション拠点形成等、住宅系、工業系等各機能のバランスに配慮した複合的な地域振興策を展開することにより、魅力と活力に満ちた地域社会の形成を図る。その際、豊かな自然環境の保全とこれと調和した土地利用に努める。</p>
五條・吉野地域	<p>定住環境の整備をはじめとする地域の実情に応じた振興策を展開することにより、魅力と活力に満ちた地域社会を形成することを基本とし、散財する歴史文化遺産及び豊かな自然環境の保全とその活用を図りつつ、北部においては、五條・吉野地域全体の発展を先導する都市圏の形成を目指し、南部においては自然体験の場や滞在型療養娯楽施設の整備など交流人口の増加による地域活性化を図る。</p>

表8 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分		基本方向
農	農用地	<ul style="list-style-type: none"> 農産物の安定的確保と経営の体質強化を図るために必要な農用地の確保と整備 不断の良好な管理を通じ、農用地の多面的機能発揮へ配慮 環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進
森	森林	<ul style="list-style-type: none"> 経済的及び公益的機能の総合的な発揮に必要な森林の確保と整備 都市近郊林の緑地としての保全・整備と農山村集落周辺の森林の適正かつ総合的な利活用 原生的な森林、貴重な動植物が生育・生息する森林や歴史的風土を形成する森林の適正な維持・管理
原	野	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な自然環境を形成している原野は、生態系及び景観の維持等の観点から保全を図るとともに、その他の原野は適正に利用
	水面・河川・水路	<ul style="list-style-type: none"> 河川氾濫の危険性の高い地域等では、総合的な治水対策の推進等による安全性の確保 水資源開発、農業用排水路の整備等に要する用地の確保 生物の多様な生息・生育環境、都市のオープンスペース等、多様な機能の維持・向上
道 路	一般道路	<ul style="list-style-type: none"> 交流・連携の促進、県土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備の推進のために必要な用地の確保と良好な沿道環境の保全・創造
	農林道	<ul style="list-style-type: none"> 農林業の生産性向上、農林地の適正な管理のために必要な用地の確保
宅 地	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> 人口・世帯数の増加等に対応し、良好でゆとりある市街地の形成を基本として、必要な用地を確保するとともに生活関連の整備を計画的に推進 住宅密集地等市街地における土地利用の高度化と未利用地の有効利用
	工業用地	<ul style="list-style-type: none"> 県経済発展の基礎となる生産機能の充実とバランスのとれた県土の発展に必要な用地の確保
	その他の宅地	<ul style="list-style-type: none"> 経済のソフト化・サービス化の進展等に対応し必要な用地を確保 大型商業店舗・大型リゾート施設は、周辺土地利用との調整を図るとともに地域の景観との調和に配慮
	公用・公共用施設の用地	<ul style="list-style-type: none"> 文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の計画的な整備 災害に対する安全性の確保と災害時における施設の活用に配慮
	レクリエーション施設の用地	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境の保全と地域の振興等を総合的に勘案した計画的な整備 森林、河川等の余暇空間としての利用、及び施設の適正な配置とその広域的な利用への配慮
	低未利用地	<ul style="list-style-type: none"> 都市の低未利用地は、再開発用地、オープンスペース、公共用施設用地、居住用地、事業用地、公園や緑地等へ計画的に有効利用 農山村の耕作放棄地は森林、農用地等として活用

(2) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

利用目的に応じた区分ごとの規模の目標は、表10と表11のとおりである。また、地域別の概要は、表12のとおりである。

表 9 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

区 分		概 要	備 考
計画の目標年次 及び基準年次	目標年次	平成 17 年	
	基準年次	平成 4 年	
平成 17 年における 人口・世帯数	総人口	159 万 5 千人	奈良県新総合計画の 人口フレームより
	普通世帯数	53 万 5 千世帯	
県 土 の 利 用 区 分		農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。	
利用区分ごとの規模の 目標面積の算定方法		県土利用の現況と変化、将来人口等を前提として、用地原単位等をもとに必要な面積を予測し、総合調整を行い定める。	
平成 17 年における 利用区分ごとの規模の目標		表 11 のとおり（利用区分ごとの規模の目標値は、弾力的な理解を要する。）	

表 10 平成 17 年における利用区分ごとの規模の目標

利用区分	年	平成 4 年（基準年次）		平成 17 年（目標年次）	
		面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
農 用 地	農 地	27,059	7.3	23,854	6.5
	採草放牧地	59	0.0	64	0.0
	森 林	286,314	77.6	284,570	77.1
原 野		934	0.3	910	0.2
水面・河川・水路		7,994	2.2	8,074	2.2
道 路		8,880	2.4	11,100	3.0
宅 地	住 宅 地	14,650	4.0	17,372	4.7
	工 業 用 地	9,622	2.6	11,353	3.1
	工 業 用 地	718	0.2	1,111	0.3
	そ の 他 の 宅 地	4,311	1.2	4,908	1.3
そ の 他		23,209	6.3	23,229	6.3
合 計		369,040	100.0	369,109	100.0

表 11 地域別の概要

区 分		概 要	備 考
地域別の利用区分ごとの規模の目標面積の算定方法		県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性をいかしつつ地域間の均衡ある発展を図る見地から定める。	
地 域 区 分		大和平野地域、大和高原地域及び五條・吉野地域の3地域区分とする。	
地 域 別 人 口	大和平野地域	143万人	奈良県新総合計画の人口フレームより
	大和高原地域	6万4千人	
	五條・吉野地域	10万1千人	

(3) (1)及び(2)に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

豊かな自然と優れた歴史・文化遺産を保全しつつ、本県が存在感のある地域として発展していくためには、各地域の特性にふさわしい県土利用を図っていくことが重要であることから、基本目標及び県土利用の基本方針を踏まえた施策の実施が必要である。

(ア) 公共の福祉の優先

- 土地について、公共の福祉の優先と地域特性に応じた適正な利用を図る。
- このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図る。

(イ) 国土利用計画法等の適切な運用

- 国土利用計画法及び土地利用関係法の適切な運用により、適正かつ有効な土地利用の確保と地価の安定を図る。
- そのため、市町村に対して土地利用諸計画の策定推進を指導するとともに、住民の自主的な取り組みを促進する。

(ウ) 地域の特性をいかした地域整備の推進

近畿圏で中核的な役割を担っていくには、本県のもつ優れた歴史・文化遺産や豊かな自然環境をいかした地域づくりを進めることが肝要であることから、県民の多様なニーズに応じた長期的な整備目標のもと、地域の個性や多様性をいかした地域整備の施策を推進し、都市及び農山村の総合的環境の整備を図る。

特に活力の維持が問題となっている地域においては、これら地域整備施策の推進とともに、市町村の土地利用諸計画との整合を図りながら、民間による住宅系、工業系、レクリエーション系などの複合的な地域開発を促進する。

(エ) 美しく豊かな自然・優れた歴史との共生

環境の保全と快適性の確保

- 奈良県環境総合計画に定める目標及び施策に配慮した県土利用を図ることを通じ、環境の保全と快適性の確保に向けた総合的な取り組みを推進する。

美しく豊かな県土の保全・形成

- 原生的な自然や歴史的風土のうち枢要な部分の厳正な保全とすぐれている自然・奈良県らしさを象徴する歴史的風土の適正な保全を図る。
- 美しくゆとりある都市環境の形成を図る見地から、伝統的建造物群保存地区制度の活用、

電線類の地中化、住民による景観保全のための自主的な取り組みの促進等、市街地の効果的な整備に資する施策の検討を行う。

(イ) 新たな発展を導く県土の形成

- 全国各地との交流・連携の促進、京阪神大都市圏とのアクセス機能の強化、同圏の外郭環状機能を有する京奈和自動車道の早期整備など道路交通網の整備を推進する。
- 先導拠点地域での土地の高度利用についての検討をはじめ、産業機能を含む多様な都市機能を有する施設の計画的な整備に資する土地利用上の措置を検討する。
- 地域の歴史・文化資源等をいかした活性化施策の推進等により個性豊かな地域の形成を図る。

(ロ) 県土の保全と安全性の確保

- 地域ごとに予想される災害の特性に配慮するほか、流域内の土地利用の状況を勘案した水系ごとの治水施設等の整備、水利用の合理化・安定した水資源の確保や森林の管理水準の向上を図る。
- 市街地等において、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多元化や災害に強いまちづくりをめざした面的な整備事業の促進等、総合的な対策を推進する。

(ハ) 住みよい福祉のまちづくり

- 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例の基本理念の実現をめざし、だれもが安心していきいきと活動できる生活環境の整備に努める。

(ニ) 土地利用の転換の適正化

- 森林・原野の自然景観等に果たす公益的機能と農用地の地域産業・地域景観に果たす役割への適切な配慮のもと、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備の状況等を総合的に勘案した適正な土地利用転換を図るとともに、その条件の変化への適切な対応を図る。
- 大規模な土地利用の転換（県土保全と環境保全等への配慮、事前の十分な調査及び市町村が策定する土地利用諸計画等との整合）
- 混住化地域等においては、必要な土地利用のまとまりの確保、制度的確な運用等により、地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る。

(ホ) 土地の有効利用の促進

農用地

- 農業基盤整備の計画的な推進と地域の特性をいかした農業の振興
- 効率的かつ安定的な農業経営を行う者への農用地の利用集積
- 環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進

森林

- 経済的及び公益的機能の増進に必要な森林資源の計画的な整備
- 水源地域における森林は緑のダムとしての水源かん養機能を最大限に発揮するよう配慮
- 原生的な森林等は、自然環境の保全とその適正な維持・管理

水面・河川・水路

- 大滝ダム等の早期完成と長期的視点に立った水資源開発・水源の複数化の推進
- 河川改修、治水ダム等治水事業等の推進と大和川流域での適正な土地利用への誘導、総合的な治水対策の推進

- 生物の生育・生息環境、潤いのある水辺環境等多様な機能の維持・強化と下水道・農業集落排水事業等水質保全施策の推進

道 路

- 国道、県道、都市計画道路、市町村道等の道路整備の推進と農林道及び連携した総合的な道路ネットワークの形成
- 良好な街並み景観の形成に配慮した道路空間の有効利用の促進

住 宅 地

- 地域の特性に応じ、都市基盤施設が整った低廉で良好な宅地の計画的かつ重点的な供給を促進
- 既成市街地における低未利用地の活用等による再開発等の推進と宅地の高度利用の促進
- 市街化進行地域における土地区画整理事業等面的な整備事業の推進と良好でゆとりある市街地の形成
- 新たに計画的で良好な市街地の形成が想定される地域における公共・公益施設の整備と良好でゆとりある住宅地の形成
- 活力の維持が課題となっている地域における住宅系開発の促進と市町村の土地利用諸計画との整合

工業用地

- 本県工業の中核を担う新たな産業集積ゾーンの形成と質の高い低コストの工業用地の整備
- 主要幹線道路沿道地域における多様な産業機能を有する施設の計画的な整備に資する土地利用上の措置の検討
- 高度情報通信インフラ、研究開発インフラ等の総合的な整備の促進
- 地域社会との調和と公害防止の充実

その他宅地

- 主要駅周辺地域等において総合的な市街地整備を推進するとともに、主要幹線道路沿道地域においては、多様な都市機能を有する施設の計画的な整備に資する土地利用上の措置を検討
- 社会福祉施設の計画的な整備と土地利用の高度化による公共・緑空間の確保を通じ、ゆとりとやすらぎのある都市環境を形成

レクリエーション施設の用地

- 人々の多様な感性を刺激する総合的な施設の整備と自然環境等の保全への配慮

低未利用地

- 耕作放棄地は、森林、農用地等としての活用と地域の活性化のための施設用地等への転換
- 都市地域の低未利用地は計画的かつ適正な活用

定期借地権制度の活用等

市街地における地下空間の活用等複合的かつ多面的な土地利用の推進

(コ) 県土に関する調査の推進及び成果の普及・啓発

(サ) 指標の活用

第3 産業の状況

平成12年の国勢調査結果によると、本県の産業別就業者数は655,663人で、その内第3次産業に携わる人が全体の65.9%に当たる432,140人、次いで第2次産業の191,152人(29.2%)、第1次産業の21,003人(3.2%)となっている。

業種別では、サービス業がもっとも多く188,079人(28.7%)で、次いで卸売・小売業・飲食店147,481人(22.5%)、製造業138,195人(21.1%)の順となっている。

1 農 業

本県では、恵まれた気象条件と高い土地生産力に支えられ、高度な技術と京阪神大都市への至近性を活かし、地域の特性に応じた収益性の高い農業が展開されている。なかでも、柿、荒茶、梅、いちご、なすは、全国有数の生産量を誇り、奈良ブランドとして好評を博している。

大和平野地域では、稲作をはじめ、果菜類や軟弱野菜等の集約的な農業が行われるとともに、都市化にあわせて、市民農園や体験農園等も増えつつある。大和高原や五條・吉野地域では、大規模な農地造成が行われ、自然条件を活かした比較的規模の大きな農業が展開されている。

2 林 業

県総面積の約77%を占める本県の森林は、その95%が民有林で、人工林率は62%にのぼっている。

本県の林業は、この恵まれた森林と、良好な地質と気象条件、密植多間伐という独特の育林方法による1ha当たり全国平均の1.4倍の蓄積量を背景に、基幹産業として重要な地位を占めている。

3 水 産 業

本県では、豊かな水量と清流に恵まれた紀の川や熊野川をはじめ、淀川及び大和川水系の各河川で、アユ、アマゴを主とした河川漁業が行われている。一方、吉野地域ではアマゴやアユ、大和平野地域ではため池を利用したコイ・フナ、大和郡山市を中心に金魚・錦鯉など伝統や地域の特性を活用した養殖業が行われている。

4 工 業

本県は、事業所数で見ると中小企業が大半となっており、靴下やニット製品など全国有数の産地を形成している繊維製品製造業、日本三大美林の一つ吉野杉を背景に古くから発達してきた木材・木製品製造業、さらにはプラスチック成型業、製薬業、毛皮革製造業など多数の地場産業が集積している。

また、電気機械・一般機械・金属製品製造業などは製造品出荷額で本県工業に大きなウエイトを占めており、その一方で茶釜・墨・筆・和紙・素麺等の伝統産業も数多くある。

5 商 業

本県の商業は、大阪経済圏とその流通拠点と一体をなして発達してきた。

地域的にみると、商業活動のほとんどが市部に集中し、郡部との格差が生じている。

本県では、昭和40年以降、大阪等からの人口の流入が著しく、こうした傾向は購買力を高め、商品販売額の増加に結びついた。しかし、最近の景気停滞により、大型小売店では、売上高の低迷傾向が続いている。